

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金の特例措置の更なる拡大について」

厚生労働省から「[新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金の特例措置の更なる拡大について](#)」が令和2年4月25日(土)に報道発表されました。

今般、影響を受ける事業主の方々を支援するため、雇用調整助成金の特例措置の更なる拡大が今後行われる予定です。

その概要については、下記をご覧ください。また、詳細については、5月上旬頃を目途に、あらためて公表される予定とのことです。

記

1 [報道発表資料](#)

2 [【別紙】雇用調整助成金の更なる拡充について](#)

- ・中小企業が6割を超える休業手当を支払う場合、6割超部分の助成率を10／10とする。
- ・更に、休業要請を受けた中小企業の場合には、休業手当全体の助成率を10／10とする。
- ・本拡充は、政府の方針を先行して表明したものとなります。今般の補正予算成立後、5月上旬に詳細が示される予定です。

3 参考・[経団連「雇用調整助成金の申請・活用の手引き」オンライン講座](#)

- ・令和2年4月24日(金)公開

必要に応じて、各都道府県労働局やハローワークへの相談・申請前にご覧になるなど、助成金を活用した雇用の維持に取り組む際の参考にしてください。

2020年4月30日